

札幌市職員給与条例の一部を改正する条例案

令和2年(2020年)11月27日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市職員給与条例(昭和26年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 札幌市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(理 由)

本市人事委員会の勧告等を考慮して、本市の一般職の職員の期末手当を引き下げるため、本案を提出する。